iDeCoの制度改正に伴う
他制度掛金相当額について

日本ITソフトウェア企業年金基金

企業年金加入者のiDeCo拠出限度額の引き上げ

- 企業年金加入者のiDeCo拠出限度額の引き上げ（2026年12月施行）

2026年11月まで

月額55，000円 － DBの他制度掛金相当額 － 企業型DCの事業主拠出額

※この式で算出された額が20，000円を超えた場合は20，000円（上限）

2026年12月から

月額62，000円 － DBの他制度掛金相当額 － 企業型DCの事業主拠出額

※**20，000円の上限は廃止**

＊DB…確定給付企業年金（ITS基金を含む） DC…確定拠出年金

他制度掛金相当額とは

- 他制度掛金相当額とは

  確定給付企業年金（DB）の制度ごとの給付水準を所定の計算方法で掛金相当額へ換算した金額のことです。**実際に納付する掛金額にかかわらず**、確定拠出年金（DC）の拠出限度額の算出にはこの額が使用されます。

- 施行日（2024年12月1日）以降の日を基準日とする財政再計算を行うまでは簡易な方法で算定することが認められています。

  標準掛金の総額 ÷ 加入者数 ※千円未満の端数四捨五入

- ITS基金では、次回の財政再計算時には本来の方法（加入年齢方式）で算定し直します。

ITS基金の他制度掛金相当額

- 2026年12月現在のITS基金の他制度掛金相当額

加入制度	事業所番号	他制度掛金相当額
第１年金のみ	1XXXX	月額 4，000円
第２年金のみ	2XXXX	月額 3，000円
第１年金＋第２年金両方加入	3XXXX*	月額 7，000円

＊加入制度は加入者ごとに判定します。事業所番号3XXXXの事業所の中には、第１年金と第2年金で加入者の範囲が異なる事業所があります。第1年金のみの加入者は月額4，000円、第2年金のみの加入者は月額3，000円が他制度掛金相当額となります。

- iDeCoへの加入や拠出額変更の検討材料として加入者に周知する必要があり、5月に配付している「仮想個人勘定残高のお知らせ」の裏面に記載しています。本年5月から利用を開始した「ITS基金加入者ポータル」でも確認できます。

「仮想個人勘定残高のお知らせ」の裏面

仮想個人勘定残高のお知らせ

事業所番号	
事業所名称	
加入者番号	
加入者氏名	

※裏面は「他制度掛金相当額のお知らせ」および「ITS基金加入者ポータルのご案内」となっています。両面とも必ずご確認ください。

〒107-0052
東京都港区赤坂２丁目５番７号　渡辺商事赤坂ビル３階
日本ＩＴソフトウェア企業年金基金
電話　03-5114-5517（代表）
WEB　https://www.its-kikin.or.jp/
※右下のQRコードは発送の作業用です。URLではありません。

この面の左端をゆっくりはがす

他制度掛金相当額のお知らせ

あなたの他制度掛金相当額は　　円です（本年３月末時点）。

当基金は確定給付企業年金(DB)です。他制度掛金相当額とは、確定拠出年金（DC）の拠出限度額の算出のため、実際のDB掛金額に代わる額として厚生労働省令で定める方法により算定した額＊1をいいます。

個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額

月額 55,000 円 ー　　円 ー 企業型DCの事業主掛金
ー 当基金以外のDBの他制度掛金相当額
※上限 20,000 円＊2

iDeCoの加入や掛金額の変更を検討する場合のご参考としてください。

＊1 他制度掛金相当額は、当基金の制度変更や財政再計算で変更されることがあります。

＊2 当基金以外の企業年金に加入していない場合は計算結果が20,000円を超えますので、拠出限度額が上限の月額20,000円となります。企業年金の加入状況については勤務先のご担当者様にご確認ください。

なお、2026年12月分掛金から拠出限度額の変更が予定されています。変更後の拠出限度額は次のとおりです。

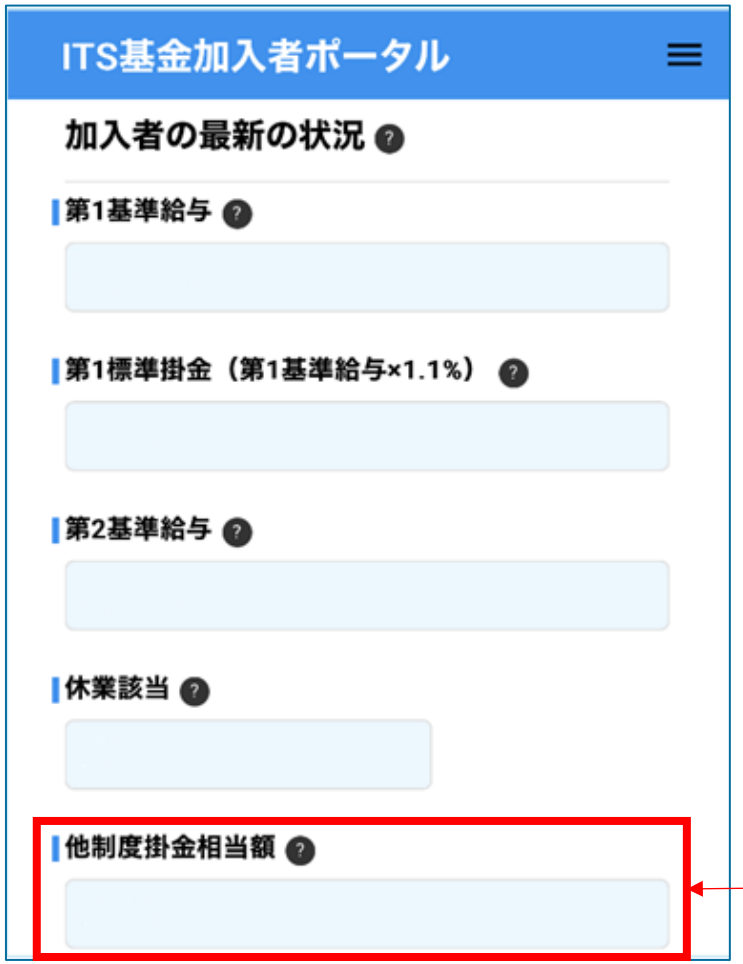
月額62,000円ーDBの他制度掛金相当額ー企業型DCの事業主掛金
※上限20,000円は廃止

この箇所に3月末時点の他制度掛金相当額が記載されています。
※第1年金・第2年金の加入状況に変更がない限りは、12月現在も同じ額です。

12月以降のiDeCoの拠出限度額の計算式は、下部の枠内をご参照ください。

ITS基金加入者ポータルの「仮想個人勘定残高確認」画面





この箇所に閲覧時点の他制度掛金相当額が表示されています。

パターン別のiDeCoの拠出限度額

- ITS基金以外の企業年金（DC・DB）に加入していますか？

はい　⇒　iDeCoの拠出限度額は、他の企業年金の加入状況を加味したうえ算出してください。

いいえ　⇒　iDeCoの拠出限度額は、ITS基金の加入制度によって異なります。下記を参照してください。

- 第１年金のみ　⇒　月額58，000円
- 第２年金のみ　⇒　月額59，000円
- 第１年金＋第２年金　⇒　月額55，000円

よくあるお問い合わせ

Q1　当社はITS基金の第1年金のみに加入し、他の企業年金には加入していません。iDeCoの拠出限度額を算出するためには、従業員それぞれの第1標準掛金額を本人に伝える必要があるでしょうか？

A1　いいえ。DBの他制度掛金相当額は、実際に事業主が基金に納付する掛金の額にかかわらず、その制度全体の加入者に適用される額が一律同じになります。

ITS基金の第1年金の他制度掛金相当額は2026年12月現在で4，000円、iDeCoの拠出限度額は58，000円です。

よくあるお問い合わせ

Q2　ITS基金の他制度掛金相当額が変更になることはありますか？

A2　他制度掛金相当額は、基金の「財政再計算」の実施にあわせて見直されます。現在の他制度掛金相当額は、2024年3月末を基準日とする財政再計算で使用した数値を用いて算定されたものです。財政再計算は、少なくとも5年に1回実施するほか、制度変更等により必要に応じて実施されます。なお、見直しの結果によっては、財政再計算が実施されても、他制度掛金相当額が従前と同じ額になる場合もあります。

財政再計算の結果、他制度掛金相当額が変更になる場合は、事業所向けのメール配信や加入者ポータルのメール送信により事前に告知します。

※財政再計算とは、基礎率（掛金算出の根拠となる諸数値）を見直して掛金の再計算を行うことをいいます。

よくあるお問い合わせ

Q3　iDeCoの拠出限度額を変更する手続きはどのように行えばいいでしょうか？

A3　iDeCoの窓口となっている運営管理機関へお問い合わせください。iDeCoに従来から加入中の方については、e-iDeCoによるオンライン申請も受け付ける予定のようです。

Q4　iDeCoの拠出限度額の引き上げは、2026年12月から施行されるとのことですが、実際に納付する掛金にはいつから反映されるのでしょうか？

A4　iDeCoの掛金は、原則として対象月の翌月26日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座から引き落とされます。2026年12月分掛金から拠出限度額を変更した場合は、2027年1月26日に納付する掛金から反映されます。

よくあるお問い合わせ

Q5　新たに入社した従業員がiDeCoに加入していました。何か必要な手続きはありますか？

A5　事業所としては、ITS基金に資格取得届を提出していただければ、それ以外の手続きは必要ありません。

新たにDBの加入者になった従業員ご本人は、iDeCoの窓口となっている運営管理機関へ**「加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）」**を提出する必要があります。

※入社前後で公的年金・企業年金の加入状況がまったく同じである場合は提出不要です。

加入する企業年金がITS基金のみの場合の記入例は、次ページ以降を参照してください。

「加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）」の記入例

- 入社の前日まで**国民年金**の被保険者だった＆現職での企業年金はITS基金のみ

☑	**(3) 被保険者種別変更** ※第1号、第3号、任意加入被保険者から第2号被保険者になった場合 ※(6)欄にも☑のうえ、必要事項をご記入ください	勤務先での企業年金制度等の加入状況コード ※別紙「K-033」でご自身の加入状況をご確認のうえ、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください	02	種別変更年月日	7：平成 9：令和	年 YY 月 MM 日 DD
		給付金・年金の受給状況 ※60歳以上の方は☑	☐ iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給したことがありません ☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金を繰り上げ受給していません			
☐	**(4) 勤務先での企業年金制度等の加入状況変更** ※(6)欄にも☑のうえ、必要事項をご記入ください	変更後の企業年金制度等の加入状況コード ※別紙「K-033」でご自身の加入状況をご確認のうえ、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください			別紙 K-033	
☐	**(5) 掛金納付方法・掛金引落口座情報の変更**	現在の掛金納付方法 ※いずれかに☑	☐ 事業主払込 ☐ 個人払込			
		変更後の掛金納付方法 ※いずれかに☑	☐ 事業主払込 1 ⇒ 添付書類「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」より事業主払込用「登録事業所番号」「登録事業所名称」を右の欄に転記してください	登録事業所番号		
				登録事業所名称		
			☐ 個人払込 2 ⇒ 「3. 掛金引落口座の情報」欄に変更後の掛金引落口座を記入してください			
☑	**(6) 掛金額区分・掛金額の変更** ※掛金額区分「納付月と金額を指定して納付」は、「00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）」の方のみ選択可能	変更後の掛金額区分 ※いずれかに☑	☑ 掛金を毎月定額で納付 0 ※DB加入者は「納付月と金額を指定して納付」選択不可 ☐ 納付月と金額を指定して納付 1 ⇒「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」を添付してください			
		「掛金を毎月定額で納付」を選択した場合、毎月の掛金額				XX 千 0 0 0 円
		掛金額変更理由 ※該当する場合のみ☑	☐ 企業年金制度等の事業主掛金額の増減に伴う変更 ☐ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の事業主掛金額の増減に伴う変更			

「加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）」の記入例

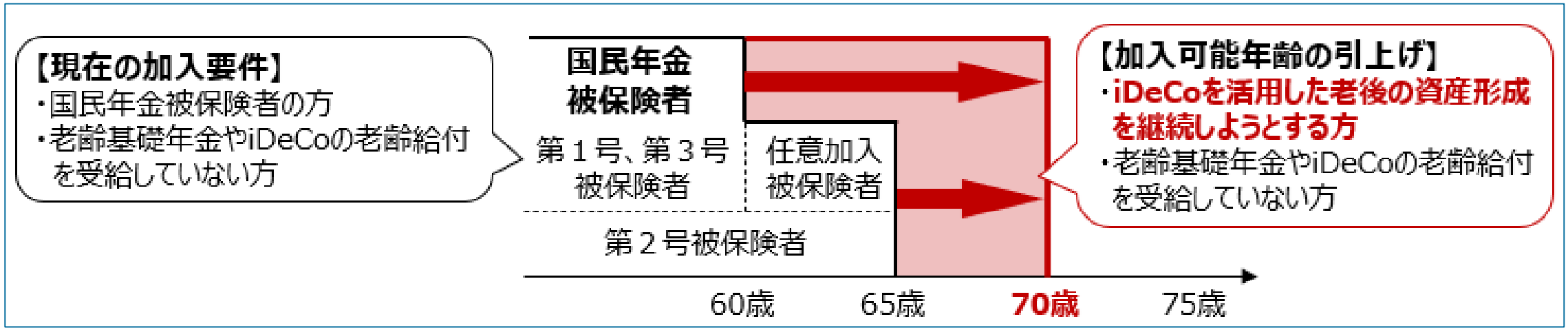
- 入社の前日まで**厚生年金**の被保険者だった＆現職での企業年金はITS基金のみ

☐	**(3) 被保険者種別変更** ※第1号、第3号、任意加入被保険者から第2号被保険者になった場合 ※(6)欄にも☑のうえ、必要事項をご記入ください	勤務先での企業年金制度等の加入状況コード ※別紙「K-033」でご自身の加入状況をご確認のうえ、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください		種別変更年月日	7：平成 9：令和	年	月 日
		給付金・年金の受給状況 ※60歳以上の方は☑	☐ iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給したことがありません ☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金を繰り上げ受給していません				
☑	**(4) 勤務先での企業年金制度等の加入状況変更** ※(6)欄にも☑のうえ、必要事項をご記入ください	変更後の企業年金制度等の加入状況コード ※別紙「K-033」でご自身の加入状況をご確認のうえ、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください	0 2		別紙 K-033		
☐	**(5) 掛金納付方法・掛金引落口座情報の変更**	現在の掛金納付方法 ※いずれかに☑	☐ 事業主払込	☐ 個人払込			
		変更後の掛金納付方法 ※いずれかに☑	☐ 事業主払込 1 ⇒ 添付書類「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」より事業主払込用「登録事業所番号」「登録事業所名称」を右の欄に転記してください	登録事業所番号			
				登録事業所名称			
			☐ 個人払込 2 ⇒ 「3. 掛金引落口座の情報」欄に変更後の掛金引落口座を記入してください				
☑	**(6) 掛金額区分・掛金額の変更** ※掛金額区分「納付月と金額を指定して納付」は、「00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）」の方のみ選択可能	変更後の掛金額区分 ※いずれかに☑	☑ 掛金を毎月定額で納付 0 ※DB加入者は「納付月と金額を指定して納付」選択不可 ☐ 納付月と金額を指定して納付 1 ⇒「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」を添付してください				
		「掛金を毎月定額で納付」を選択した場合、毎月の掛金額	X X 千 0 0 0 円				
		掛金額変更理由 ※該当する場合のみ☑	☐ 企業年金制度等の事業主掛金額の増減に伴う変更 ☐ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の事業主掛金額の増減に伴う変更				

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

- iDeCoの加入可能年齢の引き上げ（2026年12月施行）

加入可能年齢の上限が70歳へ引き上げられ、公的年金加入要件が撤廃されます。



出典：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html#h2_free8

日本ITソフトウェア企業年金基金

※本資料は2026年11月現在の法令等に基づき、作成されています。